

一関市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

	改正前	改正後
1	<p>(利用時間)</p> <p>第4条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>一関老人福祉センター</u></p> <p>ア <u>日曜日及び火曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>イ <u>土曜日 午前9時から正午まで</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>一関老人福祉センター</u></p> <p>ア <u>月曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。ただし、当該日が日曜日（5月5日を除く。）に当たるときは、その翌々日</u></p> <p>ウ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>千厩老人福祉センター</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律</u> _____ <u>に規定する休日の翌日。</u></p> <p>ウ [略]</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第4条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>千厩老人福祉センター</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。</u></p> <p>ウ [略]</p>
2	別表（第8条関係）	別表（第8条関係）

利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力量500w以上のものに限る。）	1回につき消費電力量1 kWhまで	50円
を持込使用する場合の電気料金	1回につき消費電力量1 kWhを超える場合	3 kWhまでは100円とし、3 kWh増えるごとに50円を加算する。

利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力量の合計が500Wを超える場合に限る。）	コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）	50円
を持込使用する場合の電気料金		

様式第1号(第6条関係)

老人福祉センター利用許可申請書

年 月 日

一関市長（指定管理者）様

住所
職業(団体名)
氏名(利用責任者)
電話 局 番

次のとおり施設及び設備を利用したいから申請いたします。

利用の目的					
利用の日時	月 日(曜日) 時から 時まで				
利用場所					
利用(予定)人員	総 員	60歳以上の者	12歳以上 60歳未満の者	12歳未満の者	
	市内 市外 計	人 人 人	男 人 女 人 計 人	市内 市外 計	人 人 人

次の理由により使用料（利用料金）を減額、免除願います。

使用料（利用料金）減免理由	
---------------	--

様式第1号(第6条関係)

老人福祉センター利用許可申請書

年 月 日

一関市長（指定管理者）様

住所
職業(団体名)
氏名(利用責任者)
電話 局 番

次のとおり施設及び設備を利用したいから申請いたします。

利用の目的					
利用の日時	月 日(曜日) 時から 時まで				
利用場所					
利用(予定)人員	男 人 女 人 計 人				

次の理由により使用料（利用料金）を減額、免除願います。

使用料（利用料金）減免理由	
---------------	--

様式第2号(第6条関係)

老人福祉センター利用許可書

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

様

一関市長（指定管理者）



年 月 日付けで申請のあったことについて次のとおり許可します。おって、次の記載の利用心得をかたく守ってください。

利用の目的					
利用の日時	月 日（ 曜日）		時から 時まで		
利用の場所					
利用(予定)人員	総 員	60歳以上の者	12歳以上 60歳未満の者	12歳未満の者	
	市内 市外 計	人 人 人	男 人 女 人 計 人	市内 市外 計	人 人 人
使用料 (利用料金)	使用料（利用料金）減免許可事項				
	円	有無	理由		

利 用 心 得

利用の前に使用料（利用料金）を納めること。
 利用の前後に必ず職員に申し出ること。
 利用を認められた室及び備品以外は無断で利用しないこと。
 施設又は設備を破損したときは、職員の指示を受けて弁償すること。
 定められた場所以外で飲酒、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 利用後の清掃整とんに協力すること。
 利用時間は正確に守ること。

様式第2号(第6条関係)

老人福祉センター利用許可書

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

様

一関市長（指定管理者）



年 月 日付けで申請のあったことについて次のとおり許可します。おって、次の記載の利用心得をかたく守ってください。

利用の目的					
利用の日時	月 日（ 曜日）		時から 時まで		
利用の場所					
利用(予定)人員	男 人 女 人 計 人				
使用料 (利用料金)	使用料（利用料金）減免許可事項				
	円	有無	理由		

利 用 心 得

利用の前に使用料（利用料金）を納めること。
 利用の前後に必ず職員に申し出ること。
 利用を認められた室及び備品以外は無断で利用しないこと。
 施設又は設備を破損したときは、職員の指示を受けて弁償すること。
 定められた場所以外で飲酒、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 利用後の清掃整とんに協力すること。
 利用時間は正確に守ること。

様式第3号(第10条関係)

業務実績報告書

センター名: _____

区分 日別 利用料金等	使用料(利用料金)												合計 金額	生活 生活 機能 レクリ 老人 その 活 及 業 能 リ 人 他 福 健 の 指 回 エ 育 成 社 数		
	60歳以上の者						12歳以上 60歳未満の者			12歳未満の者					計	
	人 員						人 員			人 員					金 額	
	男		女		計		金 額			人 員					金 額	
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計			金額	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
31																
月別																
前月 累計																
当月 累計																

様式第3号(第10条関係)

業務実績報告書

センター名: _____

区分 日別 利用料金等	人 員			使用料	生活 生活 機能 レクリ 老人 その 活 及 業 能 回 復 訓 練	就 業 の 指 導	の 実 施	老 人 ク ラ ブ の 育 成	そ の 他 福 祉	活 動 件 数
	男	女	計							
1										
2										
3										
4										
5										
6										
31										
月別										
前月 累計										
当月 累計										

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。